

平成 28 年 4 月期 臨時教育委員会議・会議録

- ・開催日時 平成 28 年 4 月 4 日（月） 午前 10 時～
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3 階 特別会議室
- ・出席者 委員長 内本和彦
委員 菊井孝三
委員 金銅真代
委員 麻野多美子
- ・説明者 教育次長 村田明彦
学校教育室長 清水淳宅
生涯学習室長 石井康晴
学校教育課長 東浩朗
- ・事務局 教育総務課長 森井克則
教育総務課参事 梶井恵美
- ・議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 議案第 1 号
「平成 28 年度 取組の重点と指示事項」について《資料 1》
～平成 28 年度アクションプラン～
 - 日程第 3 報告第 1 号
羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する規則の一部改正について 《資料 2》
 - 日程第 4 報告第 2 号
独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関
する規則について 《資料 3》
 - 日程第 5 その他
- ・議事内容 別紙のとおり

[委員長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長において、菊井委員を指名しました。

日程第3及び日程第4の報告案件より審議

日程第3 報告第1号

羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について 《資料2》

- 学校教育課長より、大阪府の規則改正に伴うものであり、早出遅出等の勤務時間の割り振りを定める条文中に、これまでの小学校に加えて、平成28年4月1日に設置することが可能となった義務教育学校が追加されたことの説明がありました。

《委員長》大阪府での義務教育学校の設置はありますか。

《次長》守口市に設置されました。

《委員長》府内で他の設置はないですか。

《次長》ないです。

【採決】本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 報告第2号

独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則について 《資料3》

- 学校教育課長より、毎年、保護者より徴収をしている掛金であるが、規則が制定されていなかったため、透明性を高めるために制定するものであること。近隣では松原市、藤井寺市が制定、府下では8市が制定済みであるとの説明がありました。

《委員長》ここに記載の金額は、保護者から徴収する一人分の金額ですね。

《次長》市からの補助もあります。

《委員長》学校内での事故等に対応する共済ですね。

《次長》保険受診され、保護者が治療費として払われた3割分と1割分の見舞い金が日本スポーツ振興センターから支払われることとなります。しかし、保険適用がない場合には支払われません。

《委員長》市の医療費助成制度により、子どもたちは15歳まで、500円で受診できますね。

《次長》そうです。医療費として支払われた500円プラス1割分を受け取られるかどうかということになります。

《室長》市の助成制度は学校以外での病気、けがも対象ですが、この共済については、あくまで学校内での事象が対象となります。

《職務代理》460円という掛金額は変わることはないですか。

《室長》ここ数年掛金の額に変わりはありません。金額が上がれば、保護者負担や市負担が変更になる可能性があります、そうなれば、規則改正の可能性があります。基本的には、保護者と市が、2分の1ずつ掛金を負担しています。

《職務代理》強制加入ですか。

《次長》そうです。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

日程第2 議案第1号

「平成28年度 取組の重点と指示事項」について 《資料1》
～平成28年度アクションプラン～

●学校教育課長から、平成28年度アクションプランのページに基づき、本年度の内容、昨年度からの変更点や訂正等の説明がありました。

○表紙—昨年まで「五常の心」となっていた部分の改正について

《職務代理》「生きる力」を育むために3つあげていただけていますが、わかりやすいほうがいいですね。

《委員長》そうです。

《職務代理》サブは付けないのですが。この表現だけで行きますか。

《次長》特に考えていません。

《委員長》義務教育では、基本的には、基礎体力がメインですか。

《次長》よく知徳体と言われますので、本来、「知」の学力が先にくるのですが、羽曳野市は、「知」よりも「徳」、徳体知の順番にあえてしています。市全体として体力的にも、弱い部分がありますので。

《委員長》若い先生方には、わかりやすい表現ですね。

《職務代理》どこの学校も、この3点を目標にされていますね。

《委員長》基礎体力、基礎学力は、何をするにも重要なものです。

OP.2「はじめに」の部分の改正について

《課長》大きな変更点は、「子どもの貧困」というキーワードを追加した点や「幼小中一貫教育」に「保」が加わり「保幼小中一貫教育」とした点であり、それ以外の大きな変更はありません。

《委員長》貧困家庭の子どもたちにも夢を持たせたいということですね。

《次長》 そうです。

I 安心・安全な学校園づくり

(1) 子どもたちの命と安全を守る P.4～P.6

《課長》 P.4

- ・ 2つ目の点、最後の行「・・・特に中学校では、運動部活動中の重篤な事案においても適切な対応が必要となるため、教職員対象の救命救急の研修と併せて、生徒向けの訓練も実施すること。」を追加しています。これは、実際に実践できているものですが、改めて明記したものです。
- ・ 5点目、「・・・『アレルギー疾患対策基本法』に則り校内体制づくりを推進すること。」と、法律名を追加しています。
- ・ 下から2番目の点、「学校の体育活動中の事故防止については、体育の授業や体育的行事、運動部活動等において事故予防・防止の観点から、子どもたちの状況をきちんと把握し、その状況に応じた指導の徹底を図ること。」を、組み立て体操の件を踏まえて追加しています。
- ・ 一番下の点、スマートフォンについて、昨年までは、アバウトな記載であったものを、「・・・家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定等、適切な指導について保護者に啓発すること・・・」と、具体的な対処法の明記をはかりました。

P.5

- ・ 4つ目、自転車保険加入について、「園児・児童・生徒の自転車使用については、自転車保険加入義務化に向けた国や府の動向に注視し、保護者に対して周知及び啓発をすること。」と、府条例により府立学校においては、加入が義務化されることを踏まえて追加しています。

《委員長》スマートフォンですが、保護者がフィルタリングをかけるということですか。

《次長》 そうですが、そのまま使用させている方が多いと思われます。

《委員長》それでは、なんでも調べられるということですね。また、スマートフォンは、高校生についてもマナーが悪いのが気になります。自転車に乗りながら携帯を見るということが多く危険です。

《次長》 なかなか自転車保険に加入されないと自転車通学禁止とまではできませんが、保護者への周知、啓発は必要であるとして追加しています。

《委員長》市内で自転車通学なのは、峰塚中学校、誉田中学校ですか。

《次長》 少数ですが高鷲南中学校も自転車通学者がいます。

《委員長》全ての学校でヘルメット着用をされていますか。

《次長》 峰塚中学校は着用、誉田中学校は保護者責任で着用となっています。

《委員長》 基本的には、着用しているということですね。

《次長》 なかなか着用はしていないようです。12歳まではヘルメット着用と決まっていますので、クラブ活動時で自転車使用の場合は、着用指導していますが、通学での着用指導は難しい状況です。

《職務代理》P.4の3つめの虐待の件について、まずは市教委に報告ということですね。

《課長》 子ども家庭センターへ通告したら、写しを市教委にとしています。

《職務代理》P.4の4つめの欠席が一定期間続く場合ですが、おかしいなと思えば市教委に報告ということですね。

《課長》 文科省の指針では、3日となっています。しかし、3日の欠席は通常にあり得ることですので、一定期間という表現にとどめています。

II 育ちと学びを一貫して支える特色ある学校園・地域づくり

(1) 保幼小中一貫教育を推進する P.6～P.9

《課長》 P.6

- ・全体として、今までは幼小中とあったところに、「保」を追加した表現としています。
- ・2つ目「今後、中学校区で保幼小中一貫教育推進のためのロードマップを作成し公表すること。校園長は、これをもとにリーダーシップを発揮し、具体的な取り組みを推進すること。」を追加しています。

P.8

- ・2つ目「・・・子どもへの読み聞かせの機会や子どもが読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の充実に努めるなど、子どものニーズや発達段階にあった図書・読書環境の充実に図ること。」のなかで追加があります。

《委員長》 10分間読書とありますが効果はどうでしょう。

《課長》 読書については課題が大きい、中学生になったときに読書量が落ちているのが全国学力・学習状況調査においても明らかですので、本を読みたいという気持ちを育て、中学校につなげたいと思っています。

《職務代理》 10分間読書は、14小学校でされていますか。

《課長》 多くの学校でされています。

《委員長》 本を読むのは、保護者の影響も大きいでしょうね。

III 信頼される学校園づくり

(1) 学校園運営体制の確立を図る P.10～P.12

《課長》 P.11

- ・5つ目「個人所有のコンピュータ及びタブレット機器、デジタルカメラ等のICT機器については、校内に持ち込むことを厳に禁止する。携帯電話、スマートフォンについては、原則として就業中に使用することは控えること。

また、教室など子どもたちの前で、使用することは厳に慎むこと。」を追加しています。

- ・6つ目「個人情報保護の観点から、個人情報についての持ち出しは禁止する。また、個人情報を含むすべてのデータには、必ずパスワードをかけるなどして、適切な情報管理体制を構築すること。」を追加しています。

《職務代理》授業に携帯を持ち込むことはないですね。

《次長》今は、生徒のノートであっても、携帯電話で撮影し、電子黒板につなげば、すぐに映し出すことができる時代です。家で教材研究をして、そのまま自分の機器を使うということもあると思われます。教員にすれば、生徒児童のために良かれと思い使ってくれています。しかし、はっきり禁止としないとルーズなことになる恐れがあるので、個人所有の持ち込みは一切禁止としました。

《委員長》生徒は、当然禁止ですね。

《次長》もちろんです。しかし、持ち込みはあると思われます。

《委員長》スマホの持ち込みは、試験中はカンニング等の恐れがあり危険ですね。

《次長》教師は、生徒の動きがわかりますのでその恐れはないと思われます。ただ所持品検査は、人権問題ですのでできません。

(2) 教職員の資質向上に努める P. 12～14

《課長》 P. 12

- ・一つ目、当たり前のことですが「校園長ならびに教職員は、子どもたちにとって身近にいるおとなとして、子どもたちが憧れ、尊敬する社会人となるよう努めること。」を、教員としての前に、一人のおとなモデルになってほしいと、教育長も呼びかけておられますが、そのことを冒頭に入れて追加しています。

P. 13

- ・一番下「兼職・兼業に関しては、必ず事前に所属長に報告し、市教委へ届出ること。」と、特に今まで、通知できていなかったものをここで明記しました。

《職務代理》僧侶がそれにあたりますか。

《室長》僧侶等は、業種としては兼業が法律上認められていますが、届けが必要か否かは別問題かも知れません。

《次長》僧侶等の届出については確認をします。この件は、今後も続く教科書検定の件がありましたので、明記しています。お金のやり取り、交通費を含めて、もらっているのかどうかという問題もありますので、追記した部分です。

《委員長》当市において、検定への影響はなかったのですね。

《次長》もちろんないです。

IV 豊かな心と健やかな体をはぐくむ学校園づくり

(1) 人権尊重の教育を推進する P. 14～15

《課長》 P. 14

- ・ 2つ目「校園長ならびに教職員は、全ての教育活動のベースに人権教育があることを認識し・・・特に子どもたちへの指導にあたっては、一人ひとりの子どもの人権を大切にし取り組むこと。」を、羽曳野市は、人権教育を大切にしてきたということをさらに文字で表しました。指導者と子どもの関係において、再認識のためです。

P. 15

- ・ 1つ目「教職員は、教科指導はもちろん、休み時間や放課後の課外活動など児童・生徒と接するすべての場面や学級通信、学校便り、通知表の所見欄等、学校から発出する文書においても、常に人権尊重の意識をもって作成・発出すること。また、校内でのチェック体制の構築に努めること。」を追加しています。学級通信は、学級担任だけで発行している場合があります。管理職にチェックしてもらうなど、チェック機能が薄れている、こういった学級通信の内容であれば子どもが意欲を持って、逆に意欲をなくしてしまう紙面構成になってないか、実際に報告があったことを踏まえています。

《次長》 学力向上を目的としたものだけで、頑張った子どもを表彰したり、写真掲載したりした学級通信について、支援学級在籍の保護者から訴えがありましたので、追加しています。学級通信は聖域なので隣のクラスの先生も口が出せないという間違った認識があったり、管理職のOKをもらうというシステムがなく、担任の責任だけで、発行している部分が見受けられます。

《委員長》 その分については、いい意味で学力を伸ばそうと考えられたわけですね。少し配慮が足りなかったということですね。

《次長》 特化しすぎたということです。ここは、まず管理職が目をとおしてほしいということから明記しました。

《職務代理》 難しい問題ですね。私の時は、職員室での配付を指示し、証拠のため保存をしていました。また、支援学級の通知表は文章表記が主になりますので、表記内容の確認を行っていました。文章表記は、大いに気を使う部分です。

《委員長》 学校現場は、若い先生方を指導できる中堅世代の先生方も少ないと思います。管理職がしっかり指導してほしいです。

《職務代理》 発行してしまってから、保護者に指摘され、気がつく場合も多いですので、気を使わなければなりませんね。

《委員長》 先生方の多忙さは理解できます。しかし、最終責任は管理職にあることをしっかり理解し、チェックしていただきたいです。

(2) いじめ・暴力行為等の防止と不登校の減少に取り組む P. 15～17

《課長》 P15

- ・ 一番下「校園長は、いじめ・不登校・問題行動等の事案に対して単に生徒指導事案としてだけでなく、人権教育・支援教育等あらゆる観点を踏まえなが

ら教職員に対して適切な指導を行うとともに、保護者との情報共有を密にし、保護者・園児・児童・生徒の視点に立った共感的な対応を心がけること。」と、先ほどの学級通信事案を踏まえて、最後の表記を追加しています。主に、共感的、聞くという姿勢を大事にしてほしいという思いからです。

- ・ 2つめ、「各校において「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に重点をおいた年間指導計画を検証すること。また、個々の対応ではなく、校内体制として機能しているかチェックし、校内組織を中心に早期発見・早期対応に努めること。」と、校内組織の見直し等も含めてのチェックを指示しています。
- ・ 3つ目「いじめ等の被害を訴えてくる児童・生徒については、まず訴えを受けた教職員がいかなる場合においても傾聴・共感・受容の姿勢で聞き取り、適切な対応を心がけ、学年や生徒指導担当との情報共有に努めること。」について、担任以外に訴えた子どもに対し、それは担任先生に言うように返答してしまった事案を踏まえて、担任以外の子どもたちも全て見ていくようにとの指示となっています。

《委員長》 子どもたちにとっては、担任に言いにくい部分もあるのでしょうか。

《次長》 保護者においても担任ではなく、生徒指導でも、教頭でもなく、ダイレクトに校長に訴えられるケースが増えています。子どもたちについては、担任とうまくいかない場合は、より関わりのある、話のしやすい先生に相談していただければいいのですが。

《委員長》 最近も悲しい結末となったいろいろな事案が報道されていますね。

《次長》 いろんな事案に対して、職員全体で情報共有されていないというのが、気になるところです。一人で抱え込んだりしてね。

《次長》 抱え込むとしんどいでしょう。誰かには報告と相談はしてほしいです。

《職務代理》 いじめに対する教職員に対する研修はされていますか。

《課長》 昨年度は、教育センターから講師を招き行っています。今年度も、どうしても支援学級在籍の子どもたちに対するかかわりの中、支援学級の先生方に任せてしまうことが起こっている。そうではなく生徒指導、支援教育などの担当ごとではなく、担当がお互い理解し合って、学校全体で子どもたちを見ていこうと、スクールソーシャルワーカーや弁護士を招いての研修やケース会議等を行っています。

《職務代理》 まずは訴えてくる子どもの味方になってあげてほしい。先生に絶対必要な資質だと思いますね。

(3) 一人ひとりの自立を支援し、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図る P. 18

《課長》 P. 18

- ・ 一つ目「各校園においては、平成 28 年 4 月施行「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」をうけ、特にソフト面での「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を行うこと。」と、合理的な配慮が可能であれば、まずは傾聴という姿勢で臨んでほしいという思いから追加してい

ます。

- ・2つ目「障がいのあるすべての子どもに、適切な指導・支援が行われるよう、保護者と十分に相談しながら個別の指導計画を作成すること。また、指導計画に基づく指導方法については、校内検証を慎重に行うとともに、一人ひとりにとって効果的な指導法を確立すること。」と、紋切り型の指導計画になっていないか、自戒もこめての記載となっています。

《委員長》 支援学級の担任に新任になることはないですね。

《課長》 現状としては、ほとんどないです。

《次長》 支援学級には、優秀な先生を配置するべきと思っています。

《職務代理》 人事配置は学校の事情により困難な場合がありますが、支援学級を大事に思っしてほしいです。また、個別指導計画を立てるときの、保護者との相談は、徹底できていますか。

《次長》 できています。

《職務代理》 保護者の思いは絶対必要ですね。

(4) 心の教育の充実を図る P19～20

《課長》 P. 19

- ・2つ目「「道徳の時間」においては、「特別の時間 道徳」の全面実施に向けて、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間と密接な関連を図りながら、計画的かつ発展的な指導によって道徳性を育むこと。」を追加しています。
- ・3つ目「世界文化遺産登録をめざす百舌鳥・古市古墳群など、先人たちの英知と努力により守り伝えられた、かけがえのない歴史遺産を守り、大切にす
る心をはぐくむため、身近にある文化財を活用して、羽曳野の歴史や地域の文化・伝統を伝えるように努めること。」を追加しています。

《職務代理》 道徳は、特別教科ですが、評価はあるのですか。

《次長》 教科化されれば、評価ということが出てくるでしょうが、まだ詳しいことはわかっていません。教科書採択も出てきます。

《委員長》 中学校にも道徳科目が出てくるのですか。

《次長》 そうです。まず小学校に。そして、1年後に中学校となっていくます。

《委員長》 教科担任制ですが、誰が教えることになるのでしょうか。

《次長》 おそらく担任になるかと思われます。小学校の英語同様、専門はいません。

(5) 健やかな体をはぐくむ教育の充実を図る P. 20～P. 22

《課長》 P. 21

- ・2つ目「中学校給食については、全員給食の府内自治体が増加しているところであるが、本市では家庭からの弁当持参も尊重する観点から、選択制を採用しているところである。教職員の選択制中学校給食への理解を深めるとともに、生徒の昼食状況を見守る中で、食育の面から偏った昼食になっていないか等に注視し、該当する生徒やその保護者に対する給食利用の勧奨に努め

ること。」を追加しています。

- ・ 3つ目「『アレルギー疾患対策基本法』の制定により、食物アレルギーについては、保護者との連携を密に行い、子どもの実態把握に努めるとともに、教職員に対する研修を実施することにより、学校組織全体で安全で健康的な学校生活を支援すること。特に、アナフィラキシーショック等緊急の対応については、状況把握・関係機関との連携・連絡を十分に図るようにすること。また、小学校においては、給食センターと綿密な連携を行うこと。」を追加しています。

《委員長》 中学校給食の喫食率はどのような状況ですか。

《室長》 8パーセント程度になっています。

《委員長》 いろいろな意見がありますが、栄養管理された給食であることを強調していきたいですね。

(6) 人間形成の基礎づくりである幼児教育の充実を図る P. 22～P. 23

《課長》 P. 22

- ・ 1つ目「園長及び園長代理は、教職員それぞれの特性を理解した上で、教職員相互の理解を深めながら園の運営に努めること。また、より良い幼児教育のために協力し合える職場づくりに努めること。」と、幼稚園は少ない人間関係の中での運営であるので、風通しのよい職場づくりのため、教職員の人間関係、職場環境づくりを追加しています。

《委員長》 女性ばかりの職場は難しいですね。

《次長》 今回、各園職員と面談を行い、聞き取りを行っております。日常業務がこども課に移ったこともあり、関わり方について委員会としての反省点もあります。

《委員長》 保幼小中連携とはいいますがなかなか困難なものです。

《次長》 「羽曳野市 15 カ年モデルカリキュラム」となっていますのは、保育園が入って、今まで 11 カ年であったものが 15 カ年となっています。保幼小中連携は、まだまだこれからというところです。

V 確かな学力を保障する学校園づくり

(1) 学力向上に組織的に取り組む P. 23～P. 25

《課長》 P. 23

- ・ 1つ目「学力向上の方策については、平成 28 年 4 月に示す「羽曳野市学力向上スタンダード」に則り、学校全体で取り組むこと。」と追加しています。これについては、ただいま策定中のもので、大阪府のスタンダードを羽曳野版として少しコンパクトにしたものです。
- ・ 4つ目「学年、教科・領域ごとの到達目標や評価基準を明確にし、指導と評価を一元的に捉えた授業改善に努めること。指導の効果については、全国学力・学習状況調査の結果をはじめとして各種方法で客観的に効果測定を行い、効果的なフィードバックを実践のうえ有効な指導法を確立すること。」と、

評価方法が大きく変わる中学校を踏まえて追加記載しています。

P. 24

- ・ 1つ目「義務教育修了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざし、保幼小中の連携を強化すること。そのため、小学校の外国語活動では、電子黒板、市独自の副教材、羽曳野市小学校英語サポート事業や地域人材の活用を図り、外国語の音声やリズムに慣れ親しませる体験活動を充実し、フォニックス等の綴り字と音との関連に関する指導方法の研究を進め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。」と追加しています。今回、作成した電子黒板用の英語教材「Show&Tell HABIKINO!!」は、小学校の外国語活動英語が教科化されるまで、4年間使用する予定です。制作はベネッセに委託したもので、地元を紹介した写真が多く掲載され、羽曳野市を英語で紹介できるような紙面構成になっています。ベースの英語部分については、文科省刊行物である「Hi, Friends!」にもとづいた形になっています。
- ・ 表の部分、「学力向上のヒアリング」、意識調査も含めた簡単な5項目程度の「教員アンケート」等を予定しています。

《金銅委員》この独自教材は、小学生にとって難しい表現もありますね。

《職務代理》もう英語はスペルもかけるのですね。

《課長》 今までは、小学校の英語活動においては、話すことだけが目標でしたが、今は書くことも求められます。

(2) 教職員の授業力向上に取り組む P. 25～P. 26

《課長》 P. 25

- ・ 2つ目「今後進められる「アクティブ・ラーニング」については学校全体で研修に取り組むこと。その基礎となるより良い学習集団を形成するため、日ごろの教育実践において、集団づくりの観点をもって取り組むこと。」と、文部科学省が進める能動的な学習である「アクティブラーニング」、問題解決学習について追加しています。
- ・ 5つ目の最後の一文「・・・中学校区で一貫した指導方法を展開するために、外部講師を招聘して指導助言を得るなど、研究体制の統一と活性化を図ること。」と、保幼小中一貫教育も含めて研修等をやっていただきたいということで追加しています。

《委員長》中学校の成績については、絶対評価に変わりはないですね。全国学力・学習状況調査の結果に基づいてとなりますか。

《課長》 去年は全国学力学習状況調査。今年はチャレンジテストです。

(次長) チャレンジテストや全国学力・学習状況調査の成績について、府が基準を示していますが、やはり、普段の態度がよくななくても、テストさえよければいい評

価を付けざるを得ない。普段一生懸命にやっている生徒でも、体調が悪くその1回のテスト結果が悪ければ、低い評価になってしまう、矛盾した制度になっています。そういった制度を改善するための意見を大いに言っていただきたいと思っています

《委員長》それは、公立受験の場合の評価ですか。

《次長》 公立はもちろん、私立も学校により求められるとおもわれますが、学校により対応が違ってくるでしょう。

以上、追加事項の説明及び質疑応答を経て、議案第1号は承認されました。

日程第5 その他

(1) 森井課長から、平成28年4月1日付の人事異動の報告がありました。

(2) 清水室長から、今後の日程について連絡がありました。

委員長より次回の4月定例委員会議を、4月22日(金)に予定することを通知しました。

【 委員長 閉会の挨拶 】

閉会：午後0時5分